

2024年3月期第1四半期 連結ソルベンシー・マージン比率

2024年3月期第1四半期連結会計期間（2023年6月30日）の連結ソルベンシー・マージン比率は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期 連結会計期間 (2023年6月30日)
(A) 連結ソルベンシー・マージン総額	5,234,013	5,954,670
資本金等	1,468,398	1,660,810
価格変動準備金	277,998	281,043
危険準備金	129,448	136,814
異常危険準備金	944,831	931,675
一般貸倒引当金	550	575
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	1,507,783	1,973,834
土地の含み損益	35,607	35,966
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額（税効果控除前）	△ 12,897	△ 12,800
保険料積立金等余剰部分	383,361	399,567
負債性資本調達手段等	460,902	460,902
保険料積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額	-	-
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	-	9,080
少額短期保険業者に係るマージン総額	16	16
控除項目	324,190	328,910
その他	362,201	406,094
(B) 連結リスクの合計額		
$\sqrt{\left(\sqrt{R_1^2 + R_2^2} + R_3 + R_4\right)^2 + \left(R_5 + R_6 + R_7\right)^2} + R_8 + R_9$	1,345,950	1,481,891
損害保険契約の一般保険リスク (R ₁)	383,219	384,328
生命保険契約の保険リスク (R ₂)	19,259	19,193
第三分野保険の保険リスク (R ₃)	18,720	18,680
少額短期保険業者の保険リスク (R ₄)	78	78
予定利率リスク (R ₅)	56,250	61,555
生命保険契約の最低保証リスク (R ₆)	4,612	4,983
資産運用リスク (R ₇)	971,894	1,071,203
経営管理リスク (R ₈)	33,167	35,974
損害保険契約の巨大災害リスク (R ₉)	204,362	238,720
(C) 連結ソルベンシー・マージン比率 [A] / { (B) × 1/2 } × 100	777.7%	803.6%

(注) 1. 「連結ソルベンシー・マージン比率」は、保険業法施行規則第210条の11の3（連結ソルベンシー・マージン）および第210条の11の4（連結リスク）ならびに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率であります。ただし、当第1四半期連結会計期間の連結ソルベンシー・マージン比率は、基礎数値の一部を前連結会計年度（2023年3月31日）と同値とするなど、一部に簡便的な方法を用いて算出しております。

2. 当第1四半期連結会計期間の期首から、国際財務報告基準（IFRS）を適用している在外連結子会社および在外持分法適用会社においてIFRS第17号「保険契約」を適用し前連結会計年度の連結財務諸表に遡及適用しておりますが、上記の前連結会計年度の連結ソルベンシー・マージン比率については当該会計基準の遡及適用前の比率であります。

(連結ソルベンシー・マージン比率について)

当社グループは、主として損害保険事業および生命保険事業を営む保険会社グループであります。

保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、保険会社グループが保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」を示す「連結リスクの合計額」（上表の(B)）に対する「保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわち連結ソルベンシー・マージン総額：上表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「連結ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）であります。

連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、連結財務諸表の取扱いと同一ですが、保険業法上の子会社（議決権が50%超の子会社）については重要性にかかわらず、原則として計算対象に含めております。

連結ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社又は保険持株会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標の一つであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。